

福島原発刑事訴訟支援団ニュース

第12号

2022年1月1日発行

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1
080-5739-7279 info@shien-dan.org
https://shien-dan.org/



郵便局から【郵便振替口座】02230-9-120291 福島原発刑事訴訟支援団

他の金融【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229

機関から【預金種目】当座【店名】二二九(二二キユウ)【口座番号】0120291

青空



1月15日、東京高裁に証人尋問と現場検証を求める東京集会！ 現場検証求める署名を集め、2月9日東京高裁第二回公判に集まろう！

佐藤和良（福島原発刑事訴訟支援団団長）

福島原発刑事訴訟支援団のみなさま

年の初め、あらためまして、東京電力福島第一原発事故の責任を問う、福島原発刑事裁判控訴審の勝利をめざして、共に頑張ることを誓い合いたいと思います。

昨年11月2日、東電刑事裁判の控訴審第1回公判が、東京高等裁判所第10刑事部（細田啓介裁判長）で開かれました。

2019年9月19日、市民の力で強制起訴された、東京電力旧経営陣の勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄の3被告人に対して東京地裁・永渕裁判長が、全員無罪の不当判決を下して以来、私たちは、東京高裁での控訴審が始まるのを心待ちにしていました。

この日、午前10時から傍聴整理券の交付が始まり、313人が30の傍聴席を求めました。10時30分、福島や全国から参集した被害者、被災者、支援者など300人を超える人々が、東京高裁を取り囲み、グリーンのリボンを手には、ヒューマン・ディスタンス・チェーンを実現しました。

高裁前では、被害者遺族代理人の河合弘之弁護士はじめ、福島県の被災者や避難者がリレートークを行ない、東京高裁に対し、証人尋問や現場検証などを実現すること、公正厳正な裁判を実現することを求めました。

第1回公判は、東京高裁104号法廷で午後1時30分に開廷。最初に検察官役の指定弁護士が、すでに提出している控訴趣意書と控訴趣意補充書について陳述し、大津波が予見できた根拠となる「長期評価」は「信頼性・具体性があったと認めるには合理的な疑いが残る」とした一審の判決を「最大かつ基本的な誤り」と指摘。「原子炉の安全についての『社会通念』を誤って捉えている」「事故を避ける方法を、運転停

止のみに限定した」「福島第一原発の現場検証をしなかった」など4点を説明しました。

また、長期評価が作られた経過をより詳細に明らかにするため、長期評価の策定に関わった濱田信生・元気象庁地震火山部長ら3名の証人尋問の申請と一審の東京地裁では採用しなかった現場検証を求めました。被告弁護側は、答弁書を陳述し、4書証の取り調べを請求し「控訴の棄却」を求めました。

裁判長は、次回公判までに合議した上で、双方から請求のあった証拠調べと現場検証について決定を下す、として閉廷しました。この日、被告人は、武黒・武藤両元副社長が出廷、勝俣元会長は体調不良を理由に欠席しました。

午後4時30分から参議院議員会館で裁判報告会が行われ、被害者遺族代理人の海渡雄一弁護士は「この控訴審の最大の争点は指定弁護士が最後で言ったように裁判所が現地に行くかどうかだ」と、裁判官の現地検証を改めて訴えました。

2022年2月9日14時からの第2回公判が、控訴審の大きな山場です。東京高裁の細田啓介裁判長が、請求のあった証拠調べと現場検証について決定を下します。裁判所が現地に行くかどうか、一審では採用されなかった裁判官の現場検証がカギです。

私たちは、第2回公判で、東京高裁が現場検証と証人調べを決定するよう、現場検証を求める署名を広げます。裁判報告会等を各地で開催し国民世論を高めましょう。

12月25日の「東電刑事裁判控訴審 東京高裁に証人尋問と現場検証を求める」福島県集会に続き、1月15日の東京集会（午後2時・連合会館）、1月21日の高裁への署名提出行動、2月9日第2回公判へぜひお集まりください。ともに頑張りましょう。

控訴審始まる 東電元幹部は再び無罪主張

添田孝史（科学ジャーナリスト）

被告人は、東京電力の勝俣恒久・元会長、武黒一郎・元副社長、武藤栄・元副社長の3人。彼らが津波対策を怠り、福島第一原発の事故を引き起こしたとして業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判の控訴審が、2021年11月2日、東京高裁（細田啓介裁判長）で始まった。2019年9月に東京地裁が3人に無罪を言い渡してから約2年、再び法廷で旧経営陣の刑事責任が問われる。検察官役の指定弁護士は、一審東京地裁の判決には重大な誤りがあると主張。弁護側は、誤りはないとして改めて無罪を訴えた。2022年2月9日に開かれる次回公判で、検察官役が申請している証人尋問を、裁判長が採用するかどうか、正念場となる。

傍聴は倍率 10 倍に

東京高裁には、全国各地に避難した人たち、福島から来た人たちを含め、数百人が集まり、裁判所の前で「東京高裁は福島の子を見て下さい」と声をあげた。

傍聴希望者は313人いたが、コロナ対策のため傍聴席が一席おきにされたこともあり、傍聴できたのは30人（倍率10.4倍）だった。金属探知機で探され、警備員からべたべたと直接全身を撫で回され、財布の中身まで細かく点検されて、ようやく法廷に入ることができた。

細田裁判長は、一審の永渕健一裁判長より優しい印象の語り口だった。1962年東京都生まれ、1986年東大法学部卒業、88年に裁判官に任官。最高裁事務総局制度調査室長として裁判員裁判の導入に関わったり、司法研修所教官や甲府地家裁所長などを務めたりした後、2020年5月から東京高裁部総括判事。右陪席は野口佳子裁判官、左陪席は駒田秀和裁判官だ。

武黒氏、武藤氏は傍聴席から見て一番左側に並んで座っていたが、勝俣氏は体調不良のため欠席していた。

検察官役「原判決に4つの重大な誤り」

最初に、検察官役を務める指定弁護士の久保内浩嗣弁護士が、東京地裁の判決の重大な誤りとして以下の4点を挙げて説明した。

- 1) 「長期評価」の信頼性・具体性を否定した
- 2) 原子炉の安全についての「社会通念」を誤って捉えている
- 3) 事故を避ける方法を、運転停止のみに限

定した

- 4) 福島第一原発の現場検証をしなかった

「長期評価」とは、政府の地震調査研究推進本部が2002年7月に公表した地震の予測のことだ。「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」と名付けられた領域で、M8.2前後の津波地震が今後30年以内に20パーセント程度の確率で発生すると予測していた。

久保内弁護士は、「原判決の最大のかつ基本的な誤りは、『長期評価』の信頼性・具体性を否定した点にあります。『長期評価』を前提とすれば、原判決の論理、弁護人の主張は、根底から覆ります」と述べ、最大の争点がここにあると説明した。

これに対し、弁護側の宮村啓太弁護士は「長期評価には合理的な疑いがあるとした原判決に誤りはありません」と反論した。

3)の事故を避ける方法を運転停止に限定した点も、原判決のとても不可解なところだった。ほかの民事裁判では、事故を避ける方法として、電源盤など重要施設を浸水から守る水密化など多様な手段を認めており、原判決だけが「事故を避けるには運転停止しかなかった」と、とても狭く解釈していた。そして長期評価は、運転停止しなければならないほど切迫性のある確実な津波予測ではなかったとし、信頼性の判断基準も異様なほど高く上げていた。弁護側の宮村弁護士は、これについても原判決に誤りは無いと主張した。

しかし、ほかの裁判からかけ離れて不自然なこの論理について、東京高裁がどう判断するのか、ここも注目点となる。

4)の現場検証について、久保内弁護士は、東電株主代表訴訟で東京地裁の裁判官が10月29日に現場を見分したことを挙げて、「裁判所には、適正な判断、被害者や国民を納得させる判断が求められています。そのためには、福島第一原子力発電所を現場検証することが不可欠です」と述べた。

民事訴訟の高裁判決は「長期評価に相応の科学的信頼性」

最大の争点となる長期評価の信頼性について、原判決のおかしさは、ほかの判決と比べると、よりはっきりする。

住民らが国や東電に原状回復や損害賠償を求めている民事の集団訴訟では、すでに高裁で4件の判決が出されている。うち、津波を

予見して事故を防げたとして国の責任を認めた判決が3件で、長期評価に相応の信頼性を認める流れが、民事では固まりつつあるように見える。国の責任を認めなかった唯一の群馬訴訟の控訴審だけが、刑事裁判の原判決と同じような判断をしているが、少数派だ。

民事の高裁判決は、長期評価の信頼性について、それぞれ以下のように述べている。

生業訴訟・仙台高裁判決（2020年9月30日、国の責任認める）

「長期評価」の見解は、一審被告国自らが地震に関する調査等のために設置し多数の専門学者が参加した機関である地震本部が公表したものと、個々の学者や民間団体の一見解とはその意義において格段に異なる重要な見解であり、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かし難く、少なくとも、これを防災対策の策定において考慮に値しないなどということは到底できなかったというべきである（判決文 p.196）。

群馬訴訟・東京高裁判決（2021年1月21日、国の責任認めず）

三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域を一つの領域と区分し、同領域で約400年間に3回起こった津波地震と同様の津波地震が上記領域のどこでも発生する可能性があるという長期評価の知見には、種々の異論や信頼性に疑義を生じさせる事情が存在していた（p.214）。

千葉訴訟・東京高裁判決（2021年2月19日、国の責任認める）

長期評価は、（中略）国の機関である地震本部に設置された地震調査委員会において、地震学、津波学等の専門家による種々の議論を経てとりまとめられ、公表されたものであって、その内容も、過去の大地震に関する資料に基づき、それまでの研究成果等を整理し、専門的・学術的知見を用いて将来の地震の発生についての見解を形成したものであることに鑑みれば、相応の科学的信頼性を有するものと評価することができる（p.130）。

松山訴訟・高松高裁判決（2021年9月29日、国の責任を認める）

長期評価の見解は、法に基づき設置された国の機関である推進本部（海溝型分科会）において、専門家集団が、当時の科学的知見・歴史資料から確認できる既往地震の性質や規模、その震源域等に関する研究成果等の科学的な知見に基づいて、種々の見解・異論を踏

まえて高度に専門的な審議を行った上で取りまとめられ、公表されたものであるから、相応の科学的信頼性を有するものと評価できる（判決要旨 p.2）。

長期評価と土木学会手法、ましなのはどちらか判断が必要

原判決は、長期評価の粗探しをして、欠点がいくつか見つかったことを理由に、「信頼性がない」としているが、その判断のやり方に問題があったように見える。

完璧な地震予測は、現段階の地震学では難しいので、細かく探せば長期評価に弱点は見つかる。しかし、だからといって「信頼性・具体性がない」と考えるのは短絡的すぎだ。東電が依拠していた土木学会手法よりは、長期評価の方があは少なかつたからだ。「長期評価に信頼性があつたのか」という視点で調べるのではなくて、「長期評価と土木学会手法、どちらが優れているか」という枠組みで判断すべきだったのだ。

実際、民事の高裁判決は、長期評価と、土木学会の津波予測方法（土木学会手法）を比べて、どちらが優れているかを判断し、長期評価に相応の信頼性を認めた。

刑事裁判の原判決は、土木学会手法が原子力安全・保安院や原子力安全委員会の安全審査に用いられていたことなどを挙げて、信頼性があつたと述べている。しかし、これは事実誤認だ。土木学会手法は、①「津波の波源を決める（津波を起こす地震を選ぶ）」と、②「その波源から生じる津波の高さを計算する」の大きく二つの部分に分かれる。安全審査に使われたのは②の部分で、①の波源設定については、各電力会社は、土木学会手法の波源に、さらに波源を上載せして安全を確保していた。言い換えれば、土木学会手法の①では不十分で、原発の安全は確かめられないと東電以外の会社は判断していたのだ。

裁判で問われているのは、①「波源設定」の信頼性なのである。

次回期日が山場に

検察官役の指定弁護士と、弁護側の弁護士の説明は計1時間弱ほどで終わった。指定弁護士は長期評価の策定に関わった濱田信生・元気象庁地震火山部長ら専門家3人の証人尋問と、裁判官による現場検証を求めた。細田裁判長は、それらを採用するかの判断を、来年2022年2月9日の次回公判に持ち越すと述べた。証人尋問が実現するかどうか、次回示される裁判所の判断が、今後の控訴審の流れを決めそうだ。

東京リアル集会

東電刑事裁判控訴審 **東京高裁に証人尋問と現場検証を求める集会**

2022年 1月15日(土) 14:00～16:00

連合会館(東京都千代田区神田駿河台3-2-11) 地下鉄千代田線 新御茶ノ水駅 B3a 出口すぐ

内容: 弁護団報告…河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士、大河陽子弁護士
裁判傍聴者の報告
原発事故被害者のスピーチ

現場検証を求める署名 提出行動

2022年

1月21日(金) 10:30～11:00 東京高裁前(東京地裁と同じ場所)

控訴審 第2回公判期日

2022年

2月9日(水) 14:00 開廷 東京高裁 104号法廷

(傍聴抽選時刻は1週間前ごろに公表されます)

*開廷時刻より前に、東京高裁前でヒューマン・ディスタンス・チェーンを行います

事務局からのお知らせとお願い

- 支援団の活動は、みなさまの年会費・カンパで支えられています。2021年の会費の納入をまだされていない方はお願いいたします。
- ・年会費は一口1,000円、一口以上をお願いいたします。カンパも歓迎です。
 - ・振込用紙(手書きの払込取扱票)で納入される場合は必ずお名前・住所をご記入ください。
 - ・ゆうちょ銀行の普通口座(通帳)からお振込み(窓口・ATM・ネットバンキング)をされる場合、その口座開設時のお名前・ご住所で通知されます。ご住所等に変更があった場合はその旨ご連絡ください。
 - ・ゆうちょ銀行以外の金融機関からお振込みされる場合、こちらには口座名義人のお名前がカタカナで通知されます。間違い登録を防ぐため、お手数ですがメール等で入金のご連絡をいただけると助かります。
 - ・領収書が必要な場合はご連絡ください。メールの際は、件名を「領収書依頼」としてお送りください。



ゆうちょ銀行(郵便局)からお振込みの場合

【郵便振替口座】02230-9-120291 福島原発刑事訴訟支援団

その他の金融機関からお振込みの場合

【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229

【預金種目】当座【店名】二二九(二二キユウ)【口座番号】0120291